

前回の主なご意見

社会的養護施策について

- 里親委託率が急速に増加していない要因を分析すべき。乳幼児については特に分析が必要。また、フォスタリングが進まないことの一つには予算のあり方に課題がある。
- 里親委託について、ファミリーホームの数を増やす自治体も増えてきている。ファミリーホームの人員配置による質の確保について考えるべき。また、家庭的養育の質がしっかり担保されているのか確認すべき。
- 里親委託率の向上の中で、里親不調が起きた場合のフォスタリング機関の動きなど、課題も明確にすべき。
- 都道府県社会的養育推進計画について数字だけでなく、ソーシャルワークも含めた支援の内容について確認すべき。
- 施設不調となっている子どもが非常に多い。施設不調の子どもに対応するため、高機能化を推進すべきである。
- 都道府県社会的養育推進計画は実親が育てるものを支援することも含まれている。在宅支援の充実が必要。
- 一時保護された子どもやファミリーホームで暮らす子どもの一定数は障害があり、障害のある子どもへの支援は一緒にやるべき。障害のある子どもの母親支援、障害児のフォスタリングの取組が必要。
- 制度化も含め、自立支援についてこの専門委員会でも議論されるべき。

虐待防止施策について

- リスクはグラデーションであり、子どもの年齢・リスクの程度ごとに、どんな支援をすべきか具体的に考えていかなければならない。
- 心中死も考える必要がある。心中死は、虐待のリスクファクターがないものが多い。家庭の孤立の問題と親の自殺対策も考えていくべきである。
- 市町村や児童家庭支援センターへの指導措置委託が法定化されても委託率が伸びていない。委託を進めるためには予算のあり方の検討が必要。
- 在宅措置について、ちゃんとしたケアマネジメントが成されていないのではないかと。また、児童福祉司指導が解除されるときのアセスメントが明確ではなく、全国でばらばらである。
- 在宅支援はポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチのつながりが問題。
- 在宅支援だからこそ預かる機能、そして、通所ではなくアウトリーチ、さらには相談ではなく直接支援が求められる。そういう取り組みを進めるためには民間しかないわけだが、その最大のハードルは情報共有であり、要対協が重要になる。要対協の好事例を共有してほしい。

地域子育て支援施策・母子保健施策について

- 子育て中の母親として、一つの窓口であらゆる情報が得られると理想的。出産後に保健師に訪問してもらっても、妊娠中から継続して信頼構築が出来ていないと打ち明けにくい。
- 地域に帰ったとしても、市町村の社会資源は不足している状況。例えば、市町村によってはショートステイの予算が限られている、受け入れ先の空きがない、保護者の送迎が必要なため通いにくいなどといったことがある。
- 市町村も児童相談所も虐待対応に追われている。支援をつなぐ拠点をしっかりつくる必要がある。
- ショートステイが不足しているなどがあるが、受け入れ側において体制がないと難しい。人員体制などタイムリーに受けられる仕組みを検討すべき。

その他

- コロナの影響について、家庭の状況や子ども・若者・女子の自殺がどうなっているかも確認すべき。
- 市町村は子育て支援、都道府県は社会的養育となっているが、それを結びつける取組み、例えば、里親ショートステイなどがあるが、そうした取組みを考える必要がある。

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方等に関する議論の叩き台について

- 今年から社会福祉士・精神保健福祉士のカリキュラムが改正されて養成校の負担が大きくなり、精神保健福祉士の養成から撤退した大学もある。新しい資格については、参入する大学は少ないのではないか。
- 自治体の福祉職採用の受験者層は福祉系学部の学生だけではなく、心理学、社会学、教育学の学生も多い。福祉系大学のことばかり重視していると全体として福祉職の公務員試験の受験者は減っていくのではないか。
- 現職の人が資格を取っていくルートが重要と考えており、法定研修などを科目認定して養成課程に読み替えていくことの検討が必要。
- 資格のコンセプトに専門性の浅さを感じる。SVの力量の向上こそ緊急の課題とされていたのであり、そのための資格としてほしい。
- 「基本的な考え方」の箇所に「地域で包括的に支援していく」を明記してほしい。